

宮崎県家庭教育推進協議会設置要綱

平成21年5月26日
県教育庁生涯学習課

(設置)

第1条 『「訪問型家庭教育相談体制充実事業」実施委託要綱』(平成21年3月27日付け文部科学省生涯学習政策局長決定)に基づき、訪問型家庭教育相談体制充実事業(以下、「事業」という。)の推進地域における家庭教育支援のニーズ把握、目標の設定、訪問型家庭教育支援チームの取組の検証等を行い、身近な地域における家庭教育支援の推進を図るため、宮崎県家庭教育推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の設置目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 事業の推進及び指導・助言に関すること。
- (2) 事業の評価に関すること。
- (3) 事業成果の普及、広報に関すること。
- (4) その他事業の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、下記に掲げる者の中から生涯学習課長が委嘱する委員13名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 家庭教育支援に係る医療等・社会福祉関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 家庭教育関係者
- (5) 社会教育関係者

2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(守秘義務)

第6条 委員は、協議会において知り得た個人、法人その他の団体等に関する情報を外部に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員を離任した後、あるいは協議会を解散した後においても同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、県教育庁生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。